

大口町告示第116号

大口町と丹羽広域事務組合との間の公共下水道使用料の徴収事務の委託に関する規約の実施細則を廃止する細則を次のように定める。

令和4年12月23日

大口町長 鈴木雅博

大口町と丹羽広域事務組合との間の公共下水道使用料の徴収事務の委託に関する規約の実施細則を廃止する細則

大口町と丹羽広域事務組合との間の公共下水道使用料の徴収事務の委託に関する規約の実施細則（平成24年大口町告示第50号）は、廃止する。

附 則

この細則は、告示の日から施行する。